

## 募集テーマについて(重点テーマ分)

## 【生活保護関係】

No.	テーマ名	趣旨目的	想定される事業内容(具体的内容、手法、成果物)
1	無料低額宿泊所等において日常生活上の支援を受ける必要がある利用者の評価基準に関する調査研究事業	<p>今般、生活保護法を改正し、サービスの質が確保された無料低額宿泊所等(以下「日常生活支援住居施設(仮称)」という。)に、単独での居住が困難で支援を必要とする生活保護受給者が入居した場合、福祉事務所が事業者に日常生活上の支援の実施を委託する仕組みを創設することとしている。</p> <p>このため、「日常生活支援住居施設(仮称)」において、日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者の状態像と、その状態像の該当性を福祉事務所が判定する方法について調査研究を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 有識者、事業者、自治体による検討会を設置し、平成29年度の社会福祉推進事業として実施している無料低額宿泊所等の利用者像の調査結果をベースに、特に社会生活への適応行動に着目して日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者の評価基準のエッセンスを検討すること。</p> <p>② さらに、制度の運用を見据えて、福祉事務所が該当者の判定を行うためのツールを開発すること。</p> <p>2. 成果物</p> <p>日常生活支援住居施設(仮称)において日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者の評価基準と、福祉事務所が該当者の判定を行うためのツールについて報告書をまとめること。</p> <p>なお、福祉事務所が該当者の判定を行うためのツールについては、制度施行時に、福祉事務所において実際に活用できるものとする。</p>
2	生活保護受給者に対する医療機関への同行受診による支援の導入効果及び生活保護受給世帯の子どもへの健康・生活支援に関する調査研究事業	<p>生活保護受給者の中には、主治医や福祉事務所の指導にも関わらず、医療機関を受診しない者や、逆に必要以上に受診している者があり、このような受診行動が問題となっている。また、わが国では生活保護受給世帯の子どもへの健康・生活支援に関する取組の実践例が乏しく、具体的な支援の手法が確立されていない。</p> <p>国においては平成30年度から、福祉事務所の職員等が生活保護受給者の受診に付き添う取組や生活保護受給世帯の子どもへの健康・生活支援のモデル事業の展開を予定している。</p> <p>医療機関への同行受診により、本人の病状理解が進み、受診行動に変化がみられることが期待されるが、どの程度、健康指標が改善し、医療費が削減されたか、また子どもの健康・生活支援に関してどのような取組がなされているのか文献等による調査を行い、政策導入する際の検討材料としたい。</p> <p>同行受診に関しては、平成30年度のモデル事業での取組例も踏まえ、平成31年度の実施体制や評価手法の研究開発により、健康管理支援事業のさらなる推進に役立てる。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>海外では民間団体等のペイシェントナビゲーターという者が医療機関の受診に同行して支援を行っている事例があり、健康指標の改善や医療費削減効果等の検討がなされている。国内でも受診が難しい患者を支援している民間団体等もあることから、文献等の事例報告を中心とした調査を行う。</p> <p>① 子どもへの健康・生活支援に関しては、国内外における具体的な事例やその効果に関する文献による調査を行うこと。</p> <p>② 同行受診に関しては、平成31年度のモデル事業に資するような、実施体制や評価手法等を研究開発すること。</p> <p>③ ①については文献報告を中心に、公表資料等を調査し、とりまとめること。</p> <p>④ 平成30年度のモデル事業を行う全自治体対象のアンケートやヒアリング等による調査分析、また他施策で実施している同行受診例の調査を行うこと。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書としてとりまとめること。</p> <p>・同行受診に関しては、同行受診による健康指標の改善や医療費削減などの効果、実績に関してとりまとめたものとする。</p> <p>・子どもへの健康・生活支援に関しては、実施方法等に関する知見をまとめたものとする。</p> <p>・これらは、平成31年度のモデル事業にむけた、同行受診の実施体制や評価方法等の検討材料となるような研究結果であること。</p>
3	諸外国における低所得世帯に係る医療費に関する調査研究事業	<p>生活保護受給者は、医療費の窓口負担がないことから、不適切な頻回受診をする者がいるとの指摘があり、対策として、窓口で一部負担金を求めたり、一時的にその負担金相当額を立て替え、後日、福祉事務所から償還を受ける、償還払いといった方策についての議論がある。しかしながら、窓口負担と償還払いの導入に関しては、最低生活保障との両立が難しくなるという懸念、必要な医療の受診まで抑制され、むしろ長期的には医療費が増えるという懸念、仕組みによっては医療機関の未収金やケースワーカーの事務負担の増加につながるという懸念があり、慎重な検討が必要であるとされている。</p> <p>このため、諸外国における低所得世帯に対する医療費の窓口負担や償還払いによる受療行動や健康指標の変化、医療の内容への影響等に関する知見を収集し、生活保護制度における医療扶助のあり方に関する議論の基礎資料とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>低所得世帯に対する医療費の窓口負担や償還払いによる受療行動や健康指標の変化、医療の内容への影響等に関する知見について、諸外国の事例を中心に収集、整理した上で分析を行う。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書にとりまとめること。</p> <p>なお、本調査研究は、生活保護制度における医療扶助のあり方に関する議論に資するものであること。</p>

4	生活保護受給者の稼働能力判定支援ツールの開発に関する調査研究事業	<p>「経済・財政再生計画 改革工程表」(経済財政諮問会議決定(平成29年12月21日))において、就労可能な生活保護受給者のうち、就労支援事業等に参加する率を2018年度までに60%とすることがKPI(重要業績評価指標)として設定されているが、平成28年度においては、36.4%に留まっている。</p> <p>他方、自治体によって稼働能力の有無に関する判断基準が異なることから、就労可能な生活保護受給者が正しく把握されていない可能性がある。また、自治体からは、稼働能力の判断が難しく、ケースワーカーが検討中の状態のまま長期間経過していることも多いと聞く。</p> <p>そこで、年齢層ごとの生活保護受給者の状態像を調査・分析し、自治体が比較的容易に稼働能力を判定する方法について、調査研究を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 自治体や生活保護受給者本人へのヒアリングやアンケートを通じて、生活保護受給者の個々の学歴、職歴、健康状態、就労意欲の程度などの状況について調査・分析を行い、それぞれの状態像を把握する。</p> <p>2. 成果物 生活保護受給者の個々の状況について調査・分析し、就労可能な生活保護受給者の状態像について報告書としてまとめるとともに、就労中の者や就労支援事業に参加している者、就労していない者のそれぞれの指標から、就労可能と判断できる基準を明確にし、自治体の稼働能力判定を支援するためのツールを開発する。</p>
5	生活保護世帯の子どもの生活状況に関する調査研究事業	<p>貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護世帯の子どもの進学等に向けた支援にあたっては、生活状況に即して総合的に実施する必要がある。</p> <p>このため、生活保護世帯の子どもの現在の生活状況等を調査・研究する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 自治体や生活保護世帯の保護者、子ども本人へのヒアリングやアンケート等を通じて、子どもの生活習慣や、学校生活、学校外活動、希望進路、現在抱えている悩み等について調査・分析を行い、生活保護世帯の子どもの現状を明らかにする。</p> <p>2. 成果物 上記のような生活保護世帯の子どもの現状について報告書としてまとめる。 なお、本調査・研究は生活保護世帯の子どもの進学等について、生活状況に即した総合的な支援を行う方法の検討や、子どもの健康管理支援のあり方に関する検討に資するものとする。</p>
6	生活保護業務の負担軽減に関する調査研究事業	<p>生活保護制度に関する国と地方の実務者協議において、ケースワーク業務の在り方、事務負担の軽減等について、総合的に検討していく必要があるとされている。</p> <p>このため、ケースワーカーの業務負担軽減のため、ICT等を活用した日常業務の実施について、先行事例を調査するとともに、対応可能性について調査研究を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 有識者、事業者、自治体による検討会を設置し、ICT等を活用してケースワーカーの業務負担軽減を図っている自治体の事例を把握する。さらに、同様の取組を広く自治体に展開するに当たって、課題等を洗い出し、対応の方向性について検討する。</p> <p>2. 成果物 ICT等を活用したケースワーカー業務負担軽減の取組の実例、同様の取組を広く自治体に展開するに当たっての課題、対応の方向性について報告書としてまとめる。</p>
7	生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業	<p>生活保護ケースワーカー等に対する研修については、都道府県等により行われているところであるが、その研修プログラムや教材等については、様々となっている。</p> <p>このため、ケースワーカー等に対する研修について、本来あるべきあり方を検討するとともに、標準的な研修プログラムや研修教材を作成し、生活保護ケースワーカー等の質の向上に資することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ① 現在、都道府県や保護の実施機関で行われているケースワーカーや査察指導員を対象とした各種研修内容の整理・分析を行うこと。 ② ①を踏まえ、ケースワーカー等に求められる研修のあり方(研修体系を含む)について検討すること。 ③ 標準的な研修プログラムや教材の作成を行うこと。</p> <p>2. 成果物 ケースワーカー等に対する研修体系や標準的な研修プログラムの提示及び研修教材の作成、その他上記に関する内容について報告書としてまとめること。 なお、研修体系や研修プログラム、各種教材については、都道府県等が実施する研修において活用できるものとする。</p>

【生活困窮者自立支援制度関係】

8	<p>就労準備支援事業の多様な対象者別の効果とその支援手法に関する調査研究事業</p>	<p>就労準備支援事業において想定している対象者の範囲は、ひきこもり、長期離職者、障害の疑いのある者など、本来幅広いと考えられるが、その具体的な支援手法が判らないという実態もあり、そのことが、利用実績が上がっていない要因の一つと考えられる。</p> <p>就労準備支援事業を更に効果的に活用するために、多様な対象者に応じて就労準備支援事業の利用効果を明確にするとともに、その支援手法を明らかにする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 当該事業を実施している自治体数力所にヒアリングを行い、当該事業における利用効果、支援手法のポイント、工夫する点等の聞き取り調査を行うこと。 ※ ヒアリング先の選定については、実施形態(直営・委託)、人口規模等の地域事情に応じて複数の自治体を選定するほか、利用実績が高い自治体及び低い自治体双方に対して詳細に調査を行うこと。</p> <p>2. 成果物 1のヒアリング結果を踏まえ、幅広い支援対象者の状態像(ひきこもり、長期離職者、障害の疑いのある者等)に応じた事業利用効果を明確にすること。さらに、その状態像に応じた支援手法を作成すること。 ※ 支援手法を示すに当たっては、実施形態や人口規模等に応じて、効果的かつ取り組みやすいと考えられる支援手法を具体的に示すこととする。</p>
9	<p>都道府県研修実施に向けた家計相談支援事業の教材づくりと支援困難事案における支援方法に関する調査研究事業</p>	<p>家計相談支援は、各種帳票を活用したり、本人の状況に合わせて踏み込んだアセスメントをするなど、専門的な支援が求められる。</p> <p>また、「障害の疑いのある人」「高齢者」等への家計相談支援は、支援の困難性が高く、独自の技術や視点が求められる。</p> <p>今後、都道府県で研修を実施するにあたり、これらのノウハウを伝える教材がないことから、具体的な支援の方法論を伝えるための教材を作成する。さらに、支援困難事案の支援方法と支援技術を提示し、支援のあり方を全国に伝達し定着させていくことを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ① 講師が実際に研修を実施する際に用いるパワーポイント教材や、各種帳票の具体的な作成方法を示した映像教材のあり方を検討すること。 ② また、「障害の疑いのある人」「高齢者」等への支援を行う上での課題と方法について、有識者や実践者によるワーキンググループを立ち上げ、整理・分析すること。</p> <p>2. 成果物 1の検討を踏まえ、支援方法や手法を分析するとともに、「手引き」及び「各種教材」を作成すること。 なお、それらは、都道府県研修で広くノウハウを共有できるものとする。</p>
10	<p>町村における生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業</p>	<p>身近な行政機関において課題を抱えた生活困窮者に適切な対応を行うべく、福祉事務所未設置町村における支援の状況とそれをバックアップする都道府県の取組状況等を調査・把握し、先進事例を収集する。</p> <p>また、その分析を通じて、町村部における生活困窮者に対する効果的な支援のあり方や運営面の課題、都道府県の支援・連携のあり方等を明らかにする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 都道府県及び福祉事務所未設置町村に対して、生活困窮者への対応状況や都道府県と町村との連携状況、支援に当たっての課題等に関するアンケート又はヒアリング調査を行い、好事例の収集・とりまとめを行うこと。</p> <p>2. 成果物 町村部における生活困窮者に対する効果的な支援のあり方や運営面の課題、都道府県の支援・連携のあり方等を考察し、報告書としてとりまとめること。 なお、報告書は、福祉事務所未設置町村等が取組を行うにあたり参考となるものとする。</p>

11	生活困窮者自立支援制度における情報共有を円滑化するための会議体のあり方に関する調査研究事業	<p>社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、生活困窮者に関する情報共有の円滑化が求められていることから、生活困窮者自立支援制度において、必ずしも本人同意がない場合も含めて情報共有ができる会議体を設けることとしている。</p> <p>このため、会議体を設置する場合の課題やその解決方法を明らかにするとともに、新たな会議体に諮るべきケースの類型化を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 自立相談支援事業と今後設置される会議体に類似する地域ケア会議の実施機関をそれぞれ一定数を抽出し、現在の会議の運営状況に関するアンケート又はヒアリング調査を行うこと。</p> <p>② ①をもとに、会議体を設置する場合の課題やその解決方法を明らかにすること。また、既存の会議体(支援調整会議やケース会議等)との役割の明確化を図ること。</p> <p>③ 各支援機関において、本人同意が得られない場合の事例を収集し、分析すること。また、新たな会議体に諮るべきケースの類型化を行うこと。</p> <p>2. 成果物</p> <p>上記①のデータを取りまとめた中間報告書を、9月末までに作成すること。また、中間報告書を元に、②③をとりまとめた報告書を作成すること。なお、それらは、新たな会議体を設けるにあたり自治体が参考とできるようなものとする。</p>
12	高齢者に対する生活福祉資金の活用に係る調査研究事業	<p>高齢期においても、一時的な費用のための貸付需要はあり、年金担保貸付制度では現在も年間500億円程度を貸し出している。</p> <p>今後、年金担保貸付制度は廃止の方針が出されている中で、その利用者の一定数が生活福祉資金貸付制度を利用することが考えられる。</p> <p>このため、生活福祉資金貸付制度における高齢者に対する貸付の実態や利用における課題等を把握し、生活福祉資金の円滑な制度運営に資するための基礎資料とすることを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 生活福祉資金貸付制度の実施主体である社会福祉協議会に対して、高齢者への貸付承認・不承認の事例を含めた実態把握及び課題をアンケートやヒアリングにて収集(貸付の期間・保証人の有無・貸し倒れ・貸付種類や対象品目との利用希望のマッチングの状況、また、貸し倒れリスク等の課題)すること。</p> <p>② 調査結果をまとめ、好事例と課題を抽出すること。</p> <p>2. 成果物</p> <p>課題を含めた実態の調査報告書を作成すること。また、高齢者への貸付に特化した好事例集を作成すること。調査報告書等は、今後の生活福祉資金の円滑な制度運営に資するものとする。</p>

【地域福祉関係】

13	地域共生社会の実現に向けた効果の検証及び今後の政策のあり方等に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向けた自治体の取組の効果を検証するとともに、今後の進むべきあり方や方策について検討し、共生の理念的基盤を整理した上で政策提言を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築の成果を図るための評価指標を策定すること。</p> <p>② モデル事業実施自治体にヒアリング又はアンケート調査を行い、取組状況を把握すること。</p> <p>③ ①で策定した評価指標をもとに効果を検証するとともに、指標の妥当性を測ること。</p> <p>④ 有識者からなる研究会等を設置し、各学術分野の議論を踏まえた理論の整理や概念を構築し、地域共生社会について今後取組の方向性や目指すべき姿、具体的な方策を示すこと。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1を結果を報告書としてとりまとめること。</p>
14	地域福祉(支援)計画の策定促進等に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向けては、自治体や社会福祉法人等の地域の関係者が地域課題を共有し、連携して取り組むことが重要である。こうした観点から、平成30年4月から施行される改正社会福祉法も踏まえ、地域の様々な関係者の参画の下、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」などとも連動しながら、地域福祉(支援)計画の策定を促進していくことが必要である。</p> <p>このため、自治体における地域福祉(支援)計画の策定促進とともに、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の普及促進を図るための調査研究を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 地域福祉(支援)計画策定ガイドラインを踏まえた、策定の手引きを開発すること。</p> <p>② 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」について、取組の内容、実施方法、費用等に関する現状把握のための調査を行うこと。</p> <p>③ ②の調査結果を踏まえて課題分析を行い、社会福祉法人が当該取組を行う上で参考となる事例集を作成すること。</p> <p>④ その他地域福祉(支援)計画及び「地域における公益的な取組」の普及促進に資する調査研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。</p> <p>なお、報告書には、1の①及び③を組み込むものとし、自治体や社会福祉法人が取組を進める上で、参考とできるよう配慮するとともに、これらの成果は自治体等の関係者に対し、広く周知を図ること。</p>

15	<p>成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業</p>	<p>成年後見制度利用促進基本計画に基づき各自治体に構築される地域連携ネットワークにおける中核機関を中心とした支援体制等に関し、先進事例の収集、分析を通じ、支援機能のあり方を明らかにするとともに、各自治体において参考となる基礎的資料を提示する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法  ① 先進的な成年後見センター等に対し、ヒアリング又はアンケート調査を行い、支援機能に関する調査・分析を行うこと。  ② ①をもとに中核機関が地域連携ネットワークの要として機能するための支援ガイドラインの検討を行うこと。  ③ ①をもとに中核機関に配置される職員向けの支援ツール、研修プログラムのあり方に関する検討を行うこと。</p> <p>2. 成果物  1の結果をまとめ、  ①先進的な成年後見センター等の支援機能に関する事例集  ②中核機関における具体的な支援ガイドライン  ③中核機関職員を対象とした支援ツール(モデル帳票等)、研修プログラムを作成、開発すること。</p>
----	---	--	---

【福祉・介護人材関係】

16	<p>介護福祉士の教育内容の見直しを踏まえた教授方法等に関する調査研究事業</p>	<p>介護福祉士養成課程のカリキュラムについては、平成29年度に改正を行うこととしている。  このため、この改正内容を踏まえ、養成課程において具体的に教育すべき内容の検討及び効果的な教授方法に関する調査研究を行い、新しいカリキュラムを効果的に実施するとともに、介護福祉士養成施設における教育の質の向上を図る。</p>	<p>1. 具体的内容・手法  ① 平成29年度に実施した教育内容の見直し検討チームの検討結果を踏まえ、新カリキュラムの具体的な教育内容の明確化を図るための研究を行うこと。  ② 現行カリキュラムにおける教授方法の好事例に関する実態調査を行い、新カリキュラムに沿った効果的な教授方法について、研究を行うこと。  ③ ①②の内容を踏まえ、教員養成講習の効果的な実施に向けた調査研究を行うこと。  ④ ①②③の結果を踏まえ、介護福祉士養成課程教員向けの教授方法等に関する手引きを作成し、周知を図ること。</p> <p>2. 成果物  1の結果を報告書として取りまとめるとともに、「教育の手引き」を作成すること。  なお、「教育の手引き」は、教員が授業を行う上で必要な具体的教育内容、留意点等を明らかにし、教育現場で活用できるようなものとするよう配慮すること。</p>
17	<p>社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業</p>	<p>社会福祉士は、これまでも高齢や障害、児童、司法、教育など幅広い領域の公私の施設・機関等においてその役割を果たしているところであるが、今後、社会福祉士には、地域共生社会の実現等に向けて、所属施設での業務を中心としながら、より一層ソーシャルワークの機能を発揮し、分野横断的・包括的な相談支援を担う役割を果たすことが期待されている。  このため、それぞれの施設・機関等において社会福祉士の業務実態の把握を通して社会福祉士が発揮しているソーシャルワーク機能や実践の「見える化」を図るとともに、市町村における包括的な相談支援を担うための促進要因や阻害要因の分析を通して社会福祉士の有効的・効果的な活用の促進を図る。</p>	<p>1. 具体的内容  ① 全国の社会福祉士を対象とした調査(郵送調査、インタビュー調査)を実施し、それぞれの所属組織での業務内容や分野横断的・包括に活動する内容、発揮しているソーシャルワークの機能などの現状を把握し、と課題を明らかにすること。  ② ①の調査結果を踏まえて課題分析を行い、市町村における包括的な相談支援体制の構築推進に向けて、社会福祉士の有効的・効果的な活用のための促進要因や阻害要因を明らかにし、課題への対応策を取りまとめること。  ③ 社会福祉士の果たす機能や役割に関しては、地域住民をはじめとする地域の関係者の理解促進となる内容とすること。  ④ その他当該取組の普及促進に資する調査研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物  1の結果を報告書として取りまとめ、自治体、事業者団体、養成施設・養成校、職能団体等に配布し、社会福祉士の役割や機能等への理解を促進するために活用すること。また、地域共生社会の実現に向けては、社会福祉士の有効的・効果的な活用につなげるものとなるよう配慮すること。</p>

18	ソーシャルワーク人材の育成体制の構築及びそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業	<p>社会福祉士には、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた実践能力を身につけることが求められている。</p> <p>このため、地域における包括的支援を担うことができる社会福祉士を地域の関係者が一体となって育成するための学び合いのプラットフォームを設置し、現任の社会福祉士に対してモデル研修を検討・実施するとともに、養成施設・学校において地域を基盤とした社会福祉士モデル実習を実施することにより、全国への普及を図る。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 全国からモデル地域を数カ所選定し、職能団体、事業者団体、養成施設・学校、住民、行政などの地域の関係者が協力して社会福祉士の育成や実習方法等について検討し、学び合う場を設置すること。</p> <p>② ①において、地域における包括的な相談支援体制に求められる社会福祉士を育成することを目的として、以下を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現任の社会福祉士を対象としたモデル研修について、内容、教材の検討をするとともにモデル研修を実施すること</li> <li>・学生を対象とし、地域を基盤とした社会福祉士モデル実習を実施するとともに、全国の養成施設・学校において実施するための促進要因や阻害要因を分析し、対応策や提言を取りまとめること。</li> </ul> <p>③ その他当該取組の普及促進に資する調査研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。報告書の内容については、今後、各地域においてプラットフォームを設置し、研修・実習を行う際の参考になるものとする。なお、実習については、養成施設・学校の所在地や社会福祉士実習の受入状況等を踏まえて実際に活用できるものとする。</p>
----	--	--	---

【社会福祉施設・社会福祉法人関係】

19	社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業	<p>社会福祉法人に設置される会計監査人については、平成30年度以降、その実施状況等を踏まえ、設置義務対象法人を見直すこととしている。</p> <p>このため、その導入効果や導入に当たった課題等を把握・整理し、関係者の理解を深めるとともに、分かりやすく周知を図る。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 会計監査人設置モデル事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による国庫補助事業)の実施法人に対して、平成29年度決算会計監査業務の実施による効果、課題等を調査するとともに、現に会計監査人を設置している法人における会計監査の実施状況等について調査すること。</p> <p>② ①の調査結果を踏まえて課題分析を行い、社会福祉法人が会計監査人を導入する上での普及啓発等に資する資料の作成等を行うこと。</p> <p>③ その他社会福祉法人における会計監査人の普及促進に資する調査研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。</p> <p>なお、会計監査人の仕組や導入の意義、必要な準備の内容等について、社会福祉法人が容易に理解できるよう配慮すること。</p>
20	災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業	<p>災害時には、避難所等に避難する被災者の福祉ニーズを的確に把握し、これに応じた支援を的確に行うことが必要である。</p> <p>このため、災害時に、被災者の方々のアセスメントを適切に行い、そのニーズに応じて必要な支援を的確に行うことができるよう、帳票類の標準様式や他職種との連携方策、災害時の活動訓練等に関する調査研究を行うことにより、災害福祉広域支援ネットワークの一層の推進を図る。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 被災者の方々のアセスメントに活用する帳票類について、項目の内容、記載方法、共有の範囲、活用方策等に関する現状把握のための調査を行うこと。</p> <p>② ①の調査結果を踏まえて課題分析を行い、被災者の方々のアセスメントに係る帳票類の標準様式等を作成すること。</p> <p>③ ②を活用しつつ、災害時の活動の在り方に関するモデル的な訓練を行うこと。</p> <p>④ その他災害福祉広域支援ネットワークの普及促進に資する調査研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。</p> <p>なお、帳票類等については、項目の解説や記載方法を加え、地方自治体や福祉関係者が現場で活用できるよう配慮すること。</p>

【その他】

21	無料低額診療事業等における生計困難者に対する支援のあり方に関する調査研究事業	<p>無料低額診療事業等については、その果たすべき福祉機能について、必ずしもこれまで明らかになっていない。</p> <p>そのため、無料低額診療事業等の実際の取組み等を踏まえ、果たすべき福祉機能やその他当事業における生計困難者に対する効果的かつ適正な支援のあり方に関する調査研究を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>次の内容について、実施施設、自治体及び関係者等に対するアンケート調査等を行うこと。</p> <p>① 無料低額診療事業等(無料低額診療事業、無料低額介護老人保健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業をいう。以下同じ。)の果たすべき福祉機能</p> <p>② 無料低額診療事業等における支援手法や関係機関との連携</p> <p>③ その他無料低額診療事業等における生計困難者に対する効果的かつ適正な支援のあり方</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書としてとりまとめること。</p> <p>なお、報告書は、全国の好事例やアンケート結果を踏まえて検討した生計困難者に対する効果的かつ適正な支援のあり方をまとめたものとする。今後、地方自治体や実施施設等が参考にできるものとする。</p>
----	--	---	--